

具注暦の淵源

——「日書」・「視日」・「質日」の間——

工藤元男

はじめに

第一章 「元光元年暦譜」にみえる節氣・節日・暦注

第一節 節氣

第二節 節日

第三節 暦注

第二章 「視日」の性質をめぐって

第一節 文獻史料にみえる「視日」

第二節 包山楚簡の「見日」

第三節 「見日」から「視日」へ

第四節 江陵磚瓦廠楚簡の「視日」

第五節 上博楚簡「昭王毀室」の「視日」

第三章 「視日」・「質日」・「日書」の關係をめぐって

第一節 「質日」・「視日」との關係

第二節 尹灣漢簡・「日書」との關係

第三節 「日書」の解體と日者の分立

第四節 「日書」・「視日」との關係

むすび

表一 『流沙墜簡』 所載曆譜の
節氣・曆注

曆 譜	節氣	曆注
元康三年曆譜	○	○
神爵三年曆譜	○	
五鳳元年八月曆譜		
永光五年曆譜	○	
永元六年曆譜		○
永興元年曆譜		

第一節 節氣

る。それは一九七二年に山東省臨沂縣銀雀山二號漢墓から出土した前漢武帝元光七年十月（翌年後九月までの曆譜である。當初、羅福頤氏等は第一簡にみえる篇題を「七年硯日」と釋したが、⁽⁵⁾吳九龍氏は「七年硯日」と釋し、⁽⁶⁾劉樂賢氏は「七年硯日」と釋している。この「七年」とは「元光元年」に改元される前の前漢武帝の建元七年（前一三四）に當たる。篇題の釋文が變遷しているのは、篇題の墨痕が薄くて讀み取りにくいからである。吳九龍氏が復原している元光元年の節氣・節日・曆注は、表二の如くである。以下、その内容を簡略に説明する。

冬至・立春・立夏・夏至・立秋 當該曆譜には節氣中の冬至・立春・立夏・夏至・立秋がみえる。周知のように、節氣は太陽の黃道上の位置を二四等分して定めた季節の名稱である。そのすべてが出揃うのは、前漢武帝初期に成立した『淮南子』の天文訓においてである。⁽⁸⁾

第二節 節日

臘（祭） 元光元年十二月戊戌の日は「臘」である。臘月は十二月の異稱。この月に臘祭が行われた。『左傳』僖公五年の條に、晉が虢を伐つため虞に道を借りようとしたとき、これを許した虞君に對して大夫宮之奇は「虞、臘せず」（虞は臘祭を行う前に減びるであらう）と批判した、とある。この臘祭の内容について、『說文』第四篇下肉部の「臘」字に對する説解に、

冬至の後の三戌に臘して百神を祭る。

表二 「元光元年曆譜」の節氣・節日・曆注

月 名	干支日	節 氣	節日・曆注
十 月 大	甲午 6 庚子 12 丙午 18 壬子 24 戊午 30		【反】 反 反 反 反
十一 月 小	辛酉 3 丁卯 9 癸酉 15 己卯 21 乙酉 27 丙戌 28	冬至	反 反 反 反 反
十二 月 大	癸巳 6 戊戌 11 己亥 12 乙巳 18 辛亥 24 丁巳 30		反 臘 反 反・出僮（種） 反 反
正 月 大	庚申 3 丙寅 9 壬申 15 戊寅 21 甲申 29	立春	反 反 反 反 反
二 月 小	癸巳 6 己亥 12 乙巳 18 辛亥 24		反 反 反 反
三 月 【大】	庚申 4 丙寅 10 壬申 16 戊寅 22 甲申 28		反 反 反 反 反
四 月 小	丁亥 1 癸巳 7 己亥 13 乙巳 19 辛亥 25	立夏	反 反 反 反 反

月 名	干支日	節 氣	節日・曆注
五 月 大	己未 4 庚申 5 乙丑 10 辛未 16 丁丑 22 癸未 28		反 □？ 反 反 反 反
六 月 小	戊子 3 壬辰 7 戊戌 13 庚子 15 甲辰 19 庚戌 27	夏日至	反 反 初伏 反 反・中伏
七 月 大	己未 5 乙丑 11 辛未 17 甲戌 20 丁丑 23 庚辰 26 癸未 29	立秋	反 反 反 反 後伏 反
八 月 小	丙戌 2 壬辰 8 戊戌 14 甲辰 20 庚戌 26		反 【反】 反 反 反
九 月 大	戊午 5 甲子 13 庚午 17 丙子 25 壬午 29		反 子？ 反 子？ 反
後九月 小	乙酉 2 辛卯 10 丁酉 16 癸卯 22 己酉 28		【反】 【反】 反 反 反

とあり、應劭の『風俗通』祀典第八・臘に、

臘は獵なり。言うところは、田獵して獸を取り、以て其の先祖を祭祀するなり。

とあり、このように「百神の祭」説と「祖先祭祀」説の兩説がある。⁹⁾「元光元年曆譜」をみると、『説文』と異なつて冬至後の二戌（戊戌）が臘となっている。『説文』のように冬至後の三戌とする規定は、後漢以後に固定されたようである。¹⁰⁾

第三節 曆注

反支 「反」とは「反支」の簡稱で、「月朔の支辰によつて確定される凶煞の類目」¹¹⁾とされる。たとえば、月朔（毎月

の朔日）の十二支が子もしくは丑であれば、それが一巡してふたたび子もしくは丑に歸るその前日に當たる忌日である。

『後漢書』王符列傳第三九引の『潜夫論』愛日篇所載の明帝故事にその一例がみえ、

明帝の時、公車は反支の日なるを以て章奏を受けず。帝、聞き、怪しみて曰く、「民は農桑を廢し、遠く來りて闕に詣るに、復た拘するに禁忌を以てするは、豈に政を爲すの意ならんや」と。是に於いて、遂に其の制を蠲^{のぞ}く。

とあり、李賢注に、

凡そ反支日は、月朔を用て正と爲す。戌・亥朔は一日もて反支とし、申・酉朔は二日もて反支とし、午・未朔は三日もて反支とし、辰・巳朔は四日もて反支とし、寅・卯朔は五日もて反支とし、子・丑朔は六日もて反支とす。『陰陽

書』に見ゆるなり。

とある。陳夢家氏はその内容を表三のように復原している。¹²⁾

すなわち、月朔が十二支の戌、もしくは亥の場合、一日目（朔日の戌・亥）を反支日とし、以下六日ごとに反支日を置く。また月朔が申か酉の場合、二日目を反支日とし、以下同様に六日ごとに反支日を置く。そのため戌・亥・子・丑を月朔とする各六組は、それぞれひと月に五回の反支日が置かれる。反支日は凶日で、明帝故事によれば公車では凶日である

月朔の十二支順に並べ替える。

これを十二支だけの簡略表にすると、表六のようになる。

このように、子→亥の十二支を朔日とすると、それに対応する反支はそれぞれ巳亥・午子・未丑・申寅・卯酉・辰戌の六つの組み合わせとなる。それらの巳→亥・午→子・未→丑・申→寅・卯→酉・辰→戌の間はみな六つ隔たる関係になっ

表三 『陰陽書』の復原

戌・亥	申・酉	午・未	辰・巳	寅・卯	子・丑
一七 十三 十九 廿五	二八 十四 廿 廿六	三九 十五 廿一 廿七	四 十六 廿二 廿八	五 十一 十七 廿三 廿九	六 十八 廿四 三十

表四 「元光元年曆譜」の反支表

月	朔日	反 支 日
十月	己丑	6 甲午・12 庚子・18 丙午・24 壬子・30 戊午
十一月	己未	3 辛酉・9 丁卯・15 癸酉・21 己卯・27 乙酉
十二月	戊子	6 癸巳・12 己亥・18 乙巳・24 辛亥・30 丁巳
正月	戊午	3 庚申・9 丙寅・15 壬申・21 戊寅・27 甲申
二月	戊子	6 癸巳・12 己亥・18 乙巳・24 辛亥
三月	丁巳	4 庚申・10 丙寅・16 壬申・22 戊寅・28 甲申
四月	丁亥	1 丁亥・7 癸巳・13 己亥・19 乙巳・25 辛亥
五月	丙辰	4 己未・10 乙丑・16 辛未・22 丁丑・28 癸未
六月	丙戌	1 丙戌・7 壬辰・13 戊戌・19 甲辰・25 庚戌
七月	乙卯	5 己未・11 乙丑・17 辛未・23 丁丑・29 癸未
八月	乙酉	2 丙戌・8 壬辰・14 戊戌・20 甲辰・26 庚戌
九月	甲寅	5 戊午・11 甲子・17 庚午・23 丙子・29 壬午
後九月	甲申	2 乙酉・8 辛卯・14 丁酉・20 癸卯・26 己酉

反支日の章奏を受け附けなかったので、明帝はその陋習を除去させたのである。

吳九龍氏の復原する「元光元年曆譜」で十月が起點となっているのは顓頊曆によるもので、その朔日は己丑、その六日目の甲午、その六日目の庚子、その六日目の丙午、その六日目の壬子、その六日目の戊午がそれぞれ反支であり、月五回の反支日となっている。翌月の十一月では、朔日は己未、その三日目の辛酉、その六日目の丁卯、その六日目の癸酉、その六日目の己卯、その六日目の乙酉がそれぞれ反支であり、ここでも月五回の反支日となっている。二月の反支日が四回なのは、この月が小月だからである。これを表にすると表四のようになる。¹⁹⁾

反支の原理について劉樂賢氏は次のように論じている。まず氏は表五のように元光元年の各月の反支日を

表七 睡虎地秦簡「日書」の反支表（工藤説）

月 朔	反支日（ゴチックの数字）			
子丑朔	6 日	6 日+12 日=18 日	18 日+12 日=30 日	日
寅卯朔	5 日	5 日+12 日=17 日	17 日+12 日=29 日	日
辰巳朔	4 日	4 日+12 日=16 日	16 日+12 日=28 日	日
午未朔	3 日	3 日+12 日=15 日	15 日+12 日=27 日	日
申酉朔	2 日	2 日+12 日=14 日	14 日+12 日=26 日	日
戌亥朔	1 日	1 日+12 日=13 日	13 日+12 日=25 日	日

（第四五二簡、第四五三簡）にも、

正月七日・二月十四日・三月廿一日・四月八日・五月十六・六月廿四日・七月九日・八月十八日・十月七日・十一月廿日・十二月卅【日】に、以て種（種）¹⁹え、一人も食わざるなり。

耕田を始むるの良日は、牽牛・酉・亥。辰・巳は、種（種）・出種（種）す可からず。……（後略）……

とあり、「出種（種）」は農作物の耕種の良日・忌日の中にみえるので、耕種日の吉凶に關するものと思われる。

子丑朔は、六日もて反積とす。寅卯朔は五日もて反積とす。辰巳朔は四日もて反積とす。午未朔は三日もて反積とす。申酉朔は二日もて反積とす。戌亥朔は一日もて反積とす。復た其の日子を卒^おわらば、有（又）た反積に復^{かえ}る。一月は當に三反積有るべし。

とある。これによると、月朔と最初の反支日の關係は、これまで検討してきた「元光元年曆譜」と同じであるが、ひと月の反支を三回としている點で大きく異なっている。この點に關して劉樂賢氏は、もともと「ひと月五反支」であつたものが、睡虎地秦簡の時代（戰國末～秦代初期）に毎月の反支の數を減らして「ひと月三反支」に調整し、それが漢代になつてまたもとに戻つたものとみている。¹⁶ただし、この問題に關してかつて筆者は、表七に示したように、第二巡・第三巡の反支を六の倍數である十二にすることで、「ひと月三反支」がうまく收まることを指摘している。¹⁷

出種（種） 臘より一三日目の辛亥は、反支・出種が同日に重なっている。「出種」は孔家坡漢簡の曆譜の正月辛亥の「出種（種）」と同一のものと思われ、¹⁸發掘報告書の注釋では「取出種籽」（種子の取り出し）としている。¹⁹さらに同じく孔家坡漢簡「日書」の「始種（種）」篇

初伏・中伏・後伏 盛夏三伏の日を伏日という。『初學記』卷第四「伏日」の敘事の注に引かれた『陰陽書』に、

夏至より後、第三庚を初伏と爲し、第四庚を中伏と爲し、立秋の後の初庚を後伏と爲し、之を三伏と謂う。

とある。表二をみてみると、六月三日戊子が夏至、十五日庚子が初伏である。したがってこの曆譜では初伏が夏至後の第二庚、二十七日庚戌が中伏で第三庚、七月二十六日庚辰が後伏で立秋後の第一庚となっている。

第二章 「視日」の性質をめぐる

「元光元年曆譜」の篇題簡の釋文に諸説あり、劉樂賢氏がこれを「七年視日」と釋文していることは先述の通りである。もし「視日」が正しいとすると、以下のことが問題となる。

第一節 文獻史料にみえる「視日」

「視日」に關する文獻史料は『史記』卷四八陳涉世家にみえる。それによると、

周文は陳の賢人なり。嘗て項燕軍の視日と爲り、春申君に事う。自ら言う、「兵に習う」と。陳王、之に將軍の印を與え、西して（秦を）撃たしむ。

とあり、秦末の周文は陳の人で、楚の項燕軍の「視日」だったという。裴駰『史記集解』に引かれた如淳はこれを「日時⁽²¹⁾の吉凶、舉動を視るの占い」と解し、『史記』卷一二七日者列傳の司馬季主をそのような數術の專家として擧げている。また劉樂賢氏は『荀子』卷第一三禮論篇に、

卜筮視日、齊戒修塗、几筵饋薦、告祝、如或饗之。

とある文を擧げ、「視日」は「看日・選日の意味」で、そのような數術を行う者と解し、また動詞+目的語の數術の動作の意味にも解している。ちなみに『荀子』の「視日」に對して楊倞注は「日の吉凶を見る」としている。そこでこれらを

斟酌して本文を書き下せば、

卜筮して日を視^み、齊戒し修塗して、几筵饋薦し、祝に告ぐること、之を饗くるもの或るが如し。

となる。また鄧文寛氏も陳涉世家の「視日」について、これを動詞十目的語の「看」の動作、つまり「看日」の意に解している。⁽²²⁾このように、「視日」の原義は「日を視(看)る」ことと解され、延伸してそのような職務に當たる者も「視日」と呼ばれるようになったのであろう。

第二節 包山楚簡の「見日」

これらの文獻史料の他に、出土楚簡の中に「見日」と釋されているものがある。すなわち、一九八六年～八七七年に湖北省荊門市で發見された包山二號墓から戰國楚の「文書類」と「卜筮祭禱記錄」が出土した。下葬年代は前三一六年。⁽²³⁾「文書類」には篇題のある「集箸」・「集箸言」・「受期」・「正獄」の四篇と篇題のない一羣の竹簡が含まれ、その「集箸言」第一五簡～第一七簡に「見日」がみえる。⁽²⁴⁾

僕、五師宵倌(官)の司敗若、敢えて見日に告す。卨行の大夫盤矧今、僕の倌の登號・登期・登僕・登臧を執えて故無し。僕、以て君王に告す。君王、僕を子左尹に誼し、子左尹、之を新佶迭尹丹に誼し、僕の爲めに典を致さんことを命ず。既に皆な典を致し、僕に典有り、卨行に典無し。新佶迭伊は僕の爲めに斷せず。僕、倌(官)を勞し、頸事に將に廢れんとす。新佶迭尹を檣(愁)⁽²⁵⁾ばす。敢えて見日に告さずんばあらず。

難解な文なので、語釋を舉げておく。⁽²⁶⁾「宵倌」は官營手工業の工場および工匠を管理する官署。「倌」は身分呼稱で、その工場の工匠。⁽²⁷⁾「誼」は「屬」と讀み、上級官長が訟獄を下級官員に送り渡して處理させること。「左尹」は官名、宰相令尹の助手。「頸事」は平常の業務。「不檣(愁)」は新佶迭尹が斷を下さないもので、直接見日に訴えるということ。「典」は名籍を登記する簿冊。訴訟のさい雙方の居住地を明らかにする必要があった。⁽³¹⁾

その大意を示すと、以下のようになるであろう。

五師の宵官の司敗である僕^{わがし}こと若は、敢えて見日^{うつた}に告えます。邵行の大夫の盤剗今は、僕の工匠の登競・登期・登僕・登臧を理由なく捕らえました。僕は君王に告えます。君王は僕を左尹に委囑し、左尹は（さらに）これを新估述伊の丹に委囑し、僕のために「典」を提出するように命じて下さいました。みな「典」を提出し、僕に「典」があるのに、邵行には「典」がありません。新估述伊は僕に斷案を下してくれません。（そのため）僕は擔當官吏を煩わすこととなり、その通常業務にも影響が出そうです。（僕は）新估述伊に對して不満です。（そのことを）見日にどうしても告えないわけにはいきません。

これは、邵行の大夫が五師の宵官に屬する工匠四人を強奪したことを、五師の宵官の司敗が楚の宮廷に訴えた案件である。ここに訴狀を受け附ける者として「見日」が登場している。また「文書類」の中で篇題のない簡は三組に分けられているが、その第二組（第二一〇簡～第一六二簡）の中にも「見日」が登場する。整理者は「見日」が登場する簡の排列を第一三二簡・第一三三簡・第一三三簡・第一三四簡・第一三五簡・第一三六簡・第一三七簡・第一三八簡・第一三八簡反・第一三九簡・第一三五簡反・第一三七簡反・第一三九簡反・第一三三簡反として³²いるが、陳偉氏は新たに〔AⅠ〕（第一三三簡・第一三三簡・第一三四簡・第一三五簡）、〔AⅡ〕（第一三五簡反）、〔AⅢ〕（第一三三簡反）、〔BⅠ〕（第一三一簡・第一三六簡・第一三七簡）、〔BⅡ〕（第一三七簡反）、〔CⅠ〕（第一三八簡・第一三九簡）、〔CⅡ〕（第一三九簡反）、〔CⅢ〕（第一三八簡反）、と排列を變更している。³³その新排列に従って大意を示せば、以下のようになるであろう。

〔AⅠ〕

秦の競夫人の人で、これまで陰侯の東窮の里に居住していた舒慶が、敢えて見日に告えます〔敢えて見日に告す〕。陰人の苛冒・桓卯は、宋客盛公鸚の歳（前三二八）、四月癸巳の日、僕^{わがし}の兄昉を共同で殺害しました。そこで僕は宛公に訴えました。宛公は郢の右司馬彭憚に命じて僕の書類を作成させ、陰の勤客で陰侯の慶李である百宜君に傳えて、

僕のために彼等を逮捕するように命じました。苛冒は捕らえられ、桓卯は自殺しました。勤客の百宜君は苛冒を捕らえ、桓卯の自殺を宛公に報告しております。宛公はこの案件を陰の勤客に委嘱し、判決を下すように命じました。しかし今に至るまで勤客の百宜君は判決を下さず、不當にも僕の兄経を捕らえ、陰の正（長官）は僕の父逝まで捕らえております。苛冒と桓卯が僕の兄舒昉を共同で殺害し、陰人の陳鬻・陳旦・陳罽・陳龍・陳龍・連利はみな彼等が舒昉を殺したことを知っています。僕はどうしても見日に告えないわけにはいきません〔僕、敢えて見日に告さずんばあらず〕。

〔AⅡ〕

左尹は王命を湯公に告ぐ。舒慶の訴えでは、「苛冒・桓卯はその兄を殺し、陰の勤客が苛冒を捕らえ、桓卯は自殺しました。また陰の勤客は僕の兄経を捕らえ、長い間判決を下しておりません」とのことである。君が速やかに判決を下すことを命ず。七月に執事人の誰かに郢まで報告するように命ず。

〔AⅢ〕

許經（前三二七年）の六月甲午の日、□尹傑は……郢よりこの箸（書類）をもってきた。

〔BⅠ〕

東周の客許嵬が祭肉を蔵郢に贈った歳（前三二七）、七月癸丑の日、陰の司敗某皐が湯公競軍に報告します。執事人は陰人の桓糒・苛冒・舒逝・舒嵬・舒慶の訴えを陰の正に委嘱し、事件を聴取させました。舒逝と舒嵬は言いました、「苛冒と桓卯は舒昉を共同で殺しました。小人と舒慶は本當は桓卯を殺しておらず、桓卯は自殺したのです」と。桓糒と苛冒は言いました、「舒慶・舒嵬・舒逝は桓卯を殺し、舒慶は逃亡しました」と。五月癸亥の日、執事人はそのため明證を行いました。すべて二一人で、盟してみな言いました、「本當に舒慶が桓卯を殺し、舒逝・舒嵬が舒慶と共同で殺したことを知っています。苛冒と桓卯は舒昉を殺していないことを知っています」と。舒嵬は捕らえられ

ましたが、判決が下らぬうちに牢獄を破って逃亡しました。

〔BⅡ〕

左尹に報告します。僕こと（湯公競）軍が參上して報告します。見日は陰人の舒慶の訴えを僕に委嘱し、速やかに判決を下すよう命じました。陰の正はそのため盟證を行いました。舒慶は逃亡し、舒焄は脱獄し、その他の者は捕らえられ、ほどなく判決を下すつもりです。見日は執事人の誰かに報告するように命じ、潛上の恒を派遣しました。僕の報告は以上です。

〔CⅠ〕

陰人の舒焄が證言を命じた者は、陰人の御君子陳旦・陳龍・陳無正・陳耿と、その勤客の百宜君・大史連中・左關尹黃惕・酖佐蔡惑・坪射公蔡冒・大牒尹連且・大脰尹公夢必と、…（中略）…三十人。

〔CⅡ〕

左尹は王命を宛公に告げる、「潛上の識獄に命じて陰人の舒焄のために盟を行わせよ。この箸（文書）の中で命じられている者を證人とせよ」と。

〔CⅢ〕

舒焄の相手側に彼が證人とした者について述べさせよ。相手側に對して怨みを抱く者は證人とすることができない。同社・同里・同僚の者は證人とすることができない。従父兄弟以内の親族は證人とすることができない。

舒慶の告訴に關する以上の簡書は、A～Cの三種から成っている。その内容を要約すると以下のようになる。〔AⅠ〕は陰人の舒慶が「見日」に提出した訴狀である。それによると、前三一八年四月癸巳の日、舒慶の兄昉が殺され、陰人の苛冒・桓卯を犯人として訴えた。苛冒は捕まり、桓卯は自殺した。しかしその判決は容易に下らず、そのうち父親や兄までも逮捕されることになったので、その不當を訴えた。〔AⅡ〕は舒慶の訴狀を受け取った左尹が、湯公に案件の判決を

下すようにという王命を傳達すると共に、當年七月に執事人が楚都郢（紀南城）まで報告に来るように命じたものである。〔AⅢ〕は尹傑が郢から陰の正に書類を持ってきた記録である。〔BⅠ〕はその翌七月癸丑の日に陰地の司敗から湯公に報告された内容である。陰の正が事情聴取に當った。彼は原告の舒慶およびその親族（父の舒逝と兄の舒媿）と、被告の苛冒および桓糲（自殺した桓卯の親族か？）を共に事情聴取した。被告側の主張によると、桓卯を殺したのはむしろ舒慶・舒媿・舒逝の方であり、舒慶はすでに逃亡している。そこで執事人は五月癸亥の日、（陰地の）二一人に「盟證」（盟誓）を行わせ、その上でふたたび聴取した結果、被告側の言うとおりであり、（苛冒が舒昉を殺したと思って）舒慶・舒媿・舒逝の親子が苛冒を殺し、桓卯は舒昉を殺していないことが判明した。舒媿は捕まった後に脱獄逃亡した。〔BⅡ〕は左尹に對する湯公の報告である。〔CⅠⅡⅢ〕は舒媿が請求した盟誓に關する文書である。

包山楚簡の發掘報告書ではこの「見日」を左尹を指すと注釋し、陳偉氏は楚王を指すと解釋した。⁽³⁵⁾

第三節 「見日」から「視日」へ

その後、「見日」に關する重要な發見があつた。一九九三年、湖北省荊門市で發見された郭店一號楚墓出土の郭店楚簡『老子』は、「見日」と釋文された「見」字が「視」字であることを明らかにした。墓葬年代は戰國中期偏晚（前四世紀中期）前三世紀初⁽³⁶⁾であり、包山楚簡とほとんど同年代である。それによると、今本『老子』上篇三十五章に、

視之不足見（之を視れども見るに足らず）。

とある文を、郭店楚簡「老子」丙本第五簡では、

𠄎之不足見⁽³⁷⁾

に作っている。そのため『郭店楚墓竹簡』の整理者は、「視」字の下部は人偏で、簡文の「見」字が𠄎に作るのとは異なる⁽³⁸⁾とする。つまり郭店楚簡で「視」は「𠄎」に作り、「見」は「𠄎」に作っている。郭店楚簡の校訂作業に加わった裘

錫圭氏は、先に包山楚簡「文書」類で「見日」と釋されていた官名が、原簡の字形では「𠄎日」に作っているので、これを「視日」と讀むべきとし、併せて陳涉世家にみえる「視日」を包山楚簡の「視日」の性質と同じとして、「視」の含意を「戰鬪準備のために敵軍の状況を觀察すること」と解釋した。⁽³⁹⁾これより包山楚簡の「見日」を「視日」と讀むことが確定された。

第四節 江陵磚瓦廠楚簡の「視日」

一九九二年、前後して關聯する新たな資料の發見があった。湖北省江陵縣磚瓦廠三七〇號戰國楚墓出土の殘簡六支の竹簡である。⁽⁴⁰⁾ただしその中の二簡は無字の白簡である。『楚系簡帛文字編』(舊著)の撰者の滕壬生氏は、その「序言」において磚瓦廠楚簡の内容を「卜筮祭禱記錄」と紹介した。これに對して陳偉氏は、同書に斷片的に引用された簡文を繋ぎ合わせて復原を試み、磚瓦廠楚簡と包山楚簡の「司法簡」(第一五簡〜第一七簡、第一三二簡〜第一三四簡)との比較を通じて、磚瓦廠楚簡を「包山楚簡に次ぐ第二の楚國の司法簡」であることを明らかにした。⁽⁴¹⁾この作業において陳偉氏は、兩者の書式、用語上の同一性に注目し、とくに原告が「僕」と自稱し、みずからの身分を明示し、「敢えて見日に告す」と述べて訴訟對象と事由を示し、最後に「敢えて見日に告せんばあらず」で締め括る書式上の同一點を指摘した。なお、この時点ではまだ「視日」は「見日」と理解されていた。

その後、滕壬生氏は黃錫全氏との共著で當該楚簡の摹本を發表し、その摹本に基づく以下の新釋文を提示した。

- 簡一 □與仔門之里人一贅(綴) 告僕、言胃(謂)……某娶與僕𠄎(兄) 之不□□競秘(梁) 而殺之僕、不敢不告
- 簡二 視日、夏辰之月庚子之夕、𠄎殺僕之𠄎(兄) 李訟、僕未智(知) 其人。含(今) 僕悲⁽⁴²⁾(謂)
- 簡三 人李□敢告於視日、夏辰之月庚子之夕、𠄎殺僕之𠄎(兄) 李訟、僕未智(知) 其人。含(今) 僕敢之某
- 簡四 □□□人李裨敢告於

そしてこの新釋文に基づき、その内容を次のように解釋した。

與仔門の里人たちが僕を告えました。それによれば、某璽と僕の兄は不仲で、米を盗み（某璽が兄の米を盗み、争って兄を殺したと推測される）、某璽は僕に殺されたと言っています。視日に告えないわけにはいきません。詳しい事情は次のようです。五月庚子の日、兄の李訟は盜賊に殺され、僕は犯人が誰か分からなかったが、調査の結果、某璽と分かったので、某璽のもとにすぐ行って殺しました。この事件の審理の責任者李埤は、審理の結果を視日に報告しました。

この新釋文によって當該簡が包山楚簡の「司法簡」と同一性質のものに屬することが明らかとなり、それは同時に磚瓦廠楚簡の「視日」も包山楚簡の「視日」と同一性質のものであることを意味している。

第五節 上博楚簡「昭王毀室」の「視日」

「視日」はさらに上博楚簡にもみえる。上博楚簡は上海博物館が一九九四年に香港の古玩市場で購入した戰國竹簡で、年代は戰國晚期とされる。⁽⁴³⁾その四冊目に收録された「昭王毀室」（第一簡、第五簡）に、當初「見日」と釋文された「視日」がみえる。⁽⁴⁴⁾その内容は春秋末の楚の昭王（前五一一五、前四八九年在位）に關する故事である。劉樂賢・董珊・湯淺邦弘氏等の釋文や解釋を參考にしてその大意を示せば、以下のようになるであろう。⁽⁴⁵⁾

昭王は死湑（墓地の地名か）の近くに新宮を建造した。落成式を行うことを大夫たちに伝え、酒宴を催した。酒宴が終わって王が新宮に入り、落成式が行われようとするとき、喪服を着た一人の君子が宮廷の中庭をこえ、小門に進入しようとした。稚人（侏儒）はこれを阻もうとして言った、「君王（楚王）が初めて新宮にお入りになるのだ。喪服を着た者が入ってはならぬ」。しかし君子は歩みを止めず、「小人の訴えは、今日行われなければならない。汝が小人を止めようとすれば、きつと災いがあるだろう」と言った。そのため稚人は止めなかった。（君子は）そのまま小門ま

でやって来た。辻令尹陳胥は視日である（辻令尹陳胥は視日爲り）。（そこで君子は辻令尹陳胥に）告えた、^{うつつた}「僕の母のこ
とで君王を辱めることになり（僕の母、君王不逆を辱しめ）、父の骨はこの新宮の階段の下に埋められています。僕は
（ここで）亡父を祭祀しようと思います。それが叶わなければ、父母の骨を一緒にし、ひそかに自宅の敷地で合葬し
ようと思います」と。しかし辻令尹はこの告えを受け附けなかった。（そこで君子はさらに言った）^{あなた}「君が僕の告えを
受け附けなければ、僕は災いをもたらすであろう」。そこで辻令尹は告えを受け附けた。王は言った、「吾は汝の亡父
がここに埋葬されていることを知らなかった。汝はどうして落成式の終わりを待つことがあろう。（すぐ両親の合葬を）
執り行え」と。王は場所を坪（平）漫に移し、大夫を引き連れてこの地で酒宴を再開した。そして至俑に命じて新宮
を取り壊させた。

これをさらに要約すれば、

昭王が新宮を建造し、近臣たちと落成祝いの酒宴を張っていたとき、喪服を着た者が廷に入ってきて訴えた、「母が
亡くなり、父の骨が新宮の階段前に埋まっている。今、新宮が完成し、父母を合葬することができない」と。そこで
昭王は新宮を取り壊させた。

となる。文中の「僕の母、君王不逆を辱しめ」の句は難解だが、湯淺氏の解釋を敷衍すれば、君子の母が新宮の落成式に
亡くなり、この日に亡父と合葬しなければならないため、王の落成式の吉日を臺無しにした、ということになる。⁽⁴⁶⁾

ところで、『上海博物館藏戰國楚竹書（四）』には「昭王毀室」の他にも、「昭王與龔之曄」・「東大王泊旱」の二篇が収
められている。これらの楚王故事を伝える三篇の簡書の性質について陳偉氏は、『國語』卷一七楚語（上）「莊王使士臺傳
太子箴」章の韋昭注に、「語は、治國の善語なり」とあるのに據り、これらを『國語』のジャンルに屬する作品としてい
る。⁽⁴⁷⁾すると、「昭王毀室」は昭王の善政を稱えて教訓とすることを目的として作成されたもので、包山楚簡や磚瓦廠楚簡
のような一次史料ではないことになる。しかし、この楚王故事は楚人自身の手になる作品とみなされ、その中には楚國の

司法制度の實態が反映されているとみなされる。

こうした視點から改めて「昭王毀室」をみてみると、この作品でも「視日」は楚王に對して上訴された告訴狀を受理する者となっている。このような楚簡に散見する「視日」に對する解釋を、范常喜氏は次のように整理している。第一は、「見日」と隸定された段階のもので、代名詞の一種もしくは尊稱とする。これは包山楚簡の整理者、陳煒湛、李零、賈繼東、陳偉、譚步雲の各氏を代表とし、その中でさらに左尹の代名詞、廷官の尊稱、楚王の尊稱等の諸說に分かれる。第二は、「視日」と隸定された段階以後のもので、官名の一種とする。裘錫圭、滕壬生、黃錫全、李零の各氏を代表とし、細部でさらに諸說に分かれる。⁽⁴⁸⁾ このような整理をふまえて、范常喜氏自身は楚簡の「視日」について次のように述べている。「視日」は楚國人が訴訟事件を審理するときの、その主要な責任者の通稱であり、現在の裁判長に相當し、固定した官名ではない、と。そしてその起源を中國古代の神判の巫術に求めている。すなわち法が発生する以前の古代社會では神判が行われ、その中には古い巫術が含まれていた。楚國において「視日」はそのような巫の一種であり、原始神判時代の裁判官でもあった。しかし楚國の社會發展につれて巫が審判に參與する機會は減少し、その職能はもとの定曆擇吉をつかさどる者に戻り、その名稱だけが司法裁判の中に残存した、と。⁽⁴⁹⁾

また陳偉氏は、「昭王毀室」の發見によつて、上訴を受け附ける「視日」とその訴えが上呈される楚王とが別個の存在であることが判明した事實に基づき、舊說を變更し、「視日」は『國語』卷一五晉語九およびその章昭注にみえる「當日・直日」、あるいは『禮記』文王世子篇にみえる「内豎」の類である、とした。⁽⁵⁰⁾ 「當日・直日」は日直・當直のこと、⁽⁵¹⁾ 「内豎」は「小臣の屬、外内の通命を掌る者」(鄭玄注)のことである。

また范常喜氏も「昭王毀室」の「辻令尹陳胥は視日爲り」とある「辻」字の用例を再検討し、新たな解釋を提起した。すなわち「昭王毀室」の最初の釋文で、陳佩芬氏は「辻」を「卜」の通假字とし、「辻令尹」を春秋楚國で占卜を掌る「卜尹」と説明した。しかし范常喜氏は「辻」を司法部門の分支機構と解し、それは朝廷にも地方にも置かれ、その長官

は上司の斷案を補佐し、上司に訴狀を受け渡す傳令でもあり、朝廷における「辻」の最高長官を「辻令尹」と呼んだと解している。⁵²⁾

「視日」に關する資料はまだ多いとはいえず、その實態も必ずしも解明されたわけではない。しかし戰國楚簡の「司法簡」では楚國の「視日」が訴狀を受け取り、これを楚王に上呈し、審理の責任者に對して迅速な判決を命ずるなど、裁判に深く關與する存在であつたことは明白である。しかし「辻令尹陳胥は視日爲り」という表現から、それは固定した官名でなく、一定の「職務」を指したものと考えられる。陳偉氏の「當日」・「直日」説もおそらく當直して訴狀を受け附ける者を「視日」と呼んだと理解しているのであろう。

第三章 「視日」・「質日」・「日書」の關係をめぐつて

そこでふたたび曆譜としての「視日」に戻り、「視日」・「質日」・「日書」の三者の相互關係について検討したい。表八は「視日」・「質日」・「日書」あるいは「曆譜」として紹介されている出土資料をほぼ年代順に並べたものである。

第一節 「質日」・「視日」との關係

「質日」は一九八五年・一九八八年の發掘で湖北省江陵張家山一三六(三三六)號漢墓から出土した「七年質日」の發見を嚆矢とする。それは前漢文帝前元七年(前一七三)の曆譜と推算され、まだ未公表である。⁵³⁾また、二〇〇六年に湖北省雲夢縣睡虎地七七號漢墓から、「日書」と共に複數の「質日」が出土した。年代は前漢文帝末年〜景帝期とされ、これも未公表である。發掘簡報によると、それらはみな一年の曆譜であり、その形式は一簡を上下六欄に分け、首簡に當年の偶數月の月名と大小とが記され、各月に干支日が記され、その後に當年の奇數月の月名と大小、干支日が記されている。首簡の背面に「某年質日」の篇題が記されている。閏月は「後九月」として最後に置かれている。一部の干支の下に「記

表八 「日書」と暦譜の出土例

墓 葬	典籍や資料	墓 主	墓葬の年代
①九店 56 號東周墓	農作物關聯簡、 日書	庶人 or 士	戰國晚期早段
②睡虎地 11 號秦墓	編年記、語書、秦律十八種、效律、秦律雜抄、法律答問、封診式、爲吏之道、 日書甲種・乙種	令史級の下級官吏	下限は始皇 30 年
③江陵王家臺 15 號秦墓	效律、 日書 、易占、竹牘（内容不詳）、式盤、占卜用器（算籌・骰子）	②とほぼ同レベルか？	上限は白起拔郢（前 278）、下限は秦代以前
④放馬灘 1 號秦墓	墓主記、 日書甲種・乙種 、算籌、木板地圖	士	下葬年代は前 239 年以後
⑤周家臺 30 號秦墓	秦始皇 34 年・36 年・37 年曆譜、秦二世元年曆譜、日書、算籌	秦南郡の少吏	秦代末年
⑥江陵嶽山 36 號秦墓	算籌、 日書	秦國中下層官吏	秦代
⑦江陵張家山 247 漢墓	曆譜 、脈書、引書、算數書、奏讞書、二年律令	不詳	呂后 2 年～文帝 5 年
⑧江陵張家山 127 漢墓	日書	不詳	前漢惠帝期
⑨江陵張家山 136 (336) 號漢墓	功令、古醫書、盜賊、七年質日・漢律 15 種	不詳	下葬は文帝前元 7 年
⑩江陵張家山 249 號漢墓	日書	不詳	呂后 2 年～文帝 5 年
⑪阜陽雙古堆 1 號漢墓	蒼頡篇、詩經、周易、年表・大事記、雜方、作務員程行氣、相狗經、辭賦、刑德・ 日書 、干支表、孔子及びその門人關聯の書籍篇題、二十八宿圓盤、六壬杖盤、太乙九宮占盤	汝陰侯夏侯竈	文帝 15 年（前 165）沒
⑫沅陵虎溪山 1 號漢墓	式盤、黃簿、 日書 、美食方	沅陵侯吳陽	文帝後元 2 年（前 162）沒
⑬睡虎地 77 號漢墓	質日、 日書 、書籍、算術、法律、讀（司法文書・簿籍）	前漢南郡の少吏？	前漢文帝末年～景帝期
⑭荊州印臺漢墓（59～115 號墓）	文書、卒簿、 曆譜 、編年記、 日書 、律令、遺策、器籍、告知書など	不詳	秦漢時期
⑮隨州孔家坡 8 號漢墓	日書 、 曆譜 、告知書	侯國の都郷の庫嗇夫	下葬年代は景帝後元 2 年（前 142）
⑯銀雀山 2 號漢墓	元光元年（前 134） 曆譜	不詳	上限は武帝元光元年
⑰日照海曲 106 號漢墓	漢武帝後元二年（前 87）視日 、無文字木牘	海曲縣の統治階層	漢武帝末年或いは昭帝時期
⑱西安杜陵漢墓（2001XRG M5）	日書農事篇	大鴻臚 or 大司農？	前漢杜陵（宣帝墓）の陪葬墓
⑲定縣 40 號漢墓	論語、儒家者言、哀公問五義、保傅傳、太公、文子、六安王朝五鳳二年正月起居注、 日書 ・占卜等の斷簡	中山懷王劉修	前漢末
⑳尹灣 6 號漢墓	集簿、東海郡吏員簿、東海郡下轄長吏名簿、東海郡下轄長吏不在署・未到官者名籍、東海郡屬吏設置簿、武庫永始四年兵庫器集簿、贈錢名籍、神龜占、六甲占雨、博局占、 元延元年曆譜、元延三年五月曆譜 、君兄衣物疏、君兄繪方縱中物疏・君兄節司小物疏、名謁、 元延二年日記 、刑德行時、行道吉凶、神烏傳（賦）	東海郡功曹史師饒	上限は成帝元延 3 年（前 10）
㉑永昌水泉子 5 號漢墓	七言本蒼頡篇、 日書	不詳	前漢末或いは後漢前期の通行字體

事⁵⁴がみえる。その年代は前漢文帝前元一〇年（前一七〇）―文帝後元七年（前一五七）にまたがっている。

睡虎地漢簡「質日」が発見された翌年の二〇〇七年、湖南大學嶽麓書院は香港の古玩市場から一羣の竹簡を購入し、翌年その残り部分を取得した。⁵⁵この嶽麓書院藏秦簡中には「𠂔七年質日」・「𠂔四年質日」・「𠂔五年私質日」という三種の「質日」が含まれ、それぞれ秦始皇一七年、三四年、三五年のものと推算されている。その形式は一簡を上下六欄に分け、十月に始まる偶数月と十一月に始まる奇数月の前後二羣からなり、各月の干支日はそれぞれ横に読み進む。各羣の首簡に各月とその朔日干支が記され、次の簡からその翌日の干支が續く。ただし「𠂔四年質日」は首簡に月の大小が記され、また後九月は首簡のみ六段、他の五簡は五段となっている。さらに「𠂔五年私質日」は首簡に月の大小を記すが、十一月・正月のみ月の下に朔日干支が記され、他の月は次の簡に朔日干支が記されている。若干の相違はあるが、睡虎地七七號漢墓「質日」もほぼこれと同様の形式と推測される。そして干支日の下にしばしば「記事」が存することでも共通している。

このような嶽麓書院藏秦簡「質日」と同種の資料として、すでに一九九二年に湖北省荊州市沙市區周家臺三〇號秦墓出土の「秦始皇三十四年曆譜」が知られている。⁵⁶その形式は嶽麓書院藏秦簡「質日」と同じで、かつ干支日の下にしばしば同様の「記事」がみえる。これらの記事の性質を理解する上で、一九九三年に江蘇省連雲港市東海縣溫泉鎮尹灣村六號漢墓から出土した「元延二年日記」が重要である。それは東海郡功曹史の師饒が前漢末の元延二年（前一）に公務出張を主とする手記（メモ）を書き込んだ曆譜である。斷簡を一部含むが、残存する記録によれば、三五四日の中の一八二日に記事がみえ、その内容は嶽麓書院藏秦簡「質日」や周家臺秦簡「秦始皇三十四年曆譜」と同様、墓主の公務出張を主とする手記である。その形式もほぼ同じであるが、當時の歳首が正月なので、偶数月・奇数月の順序が逆になっている。これより「質日」の篇題のない周家臺秦簡「秦始皇三十四年曆譜」と「元延二年日記」もまた「質日」に屬するとみてよいことになる。

それでは「視日」と「質日」は如何なる關係として理解すべきであろうか。李零氏は、禪母脂部の「視」と端母質部の

「質」の兩字を通假可能とし、「視日」は時日を調査する意、當番に當たる官吏の代名詞で、それは當番に當たる官吏が政務の記録を空欄に書き込むのに供するものであり、當番日誌のようなものと推測している。⁽⁵⁷⁾しかし、秦代の三種の「質日」（嶽麓書院藏秦簡）と前漢武帝期の「七年視日」（元光元年曆譜）を比較すると、干支日の下に記された内容は、前者が官吏の公務關係の記事、後者が節氣・節日・曆注という基本的な相異がみられ、兩者は同一のものとみるべきではない。ただし注意すべきことは、「元延二年日記」には師饒の公務出張の手記の他に、二月癸卯「春分」、五月甲戌「夏至」、八月丙午「秋分」、十月辛卯「立冬」、十一月丁丑「冬至」の節氣、および六月庚戌「中伏」、七月庚午「後伏」、十二月庚戌「臘」等の節日が記されている點である。しかし「反支」等の曆注はまったく記されていないことも注目すべきである。

第二節 尹灣漢簡・「日書」との關係

そこで「元延二年日記」と一緒に出土したその他の簡牘資料を挙げると（表八）、それらは東海郡の行政に關する「集簿」等の文書を除いて、「神龜占」・「六甲占雨」・「博局占」・「刑德行時」・「行道吉凶」等の數術書（占書）である。すでに論じたように、たとえば「⁽⁵⁸⁾刑德行時」（第七七簡・第八二簡）は、これを整理すると、表九のようになる。

これは一日を「雞鳴」蚤食」以下の五つの時間帶に區分し、十干で表された各日の各時間帶の宜忌を示したもので、かりに甲子の日の雞鳴時ならばその日は「端」で、「端」に關する占辭は、

端時を以て請謁・見人せば、小吉。以て行かば意有り。般（繫）者は罪母し。疾者は死せず。子を生まば大吉。

第八三簡

の如くである。ところで、この占辭中の「請謁」・「見人」・「行」・「意」・「生子」等はみな「日書」に類見する語彙もしくは篇名でもある點に注意しなければならない。睡虎地秦簡「日書」甲種の「秦除」篇開日の條（第二四簡正貳）に、

開日…亡者は、得られず。請謁は、得らる。盜と言わば、得らる。

表九 「刑德行時」

刑德行事	雞鳴～蚤食	蚤食～日中	日中～舖時	舖時～日入	日入～雞鳴
甲乙 丙丁 戊己 庚辛 壬癸	端 德刑 罰令	令 端 德刑 罰	罰 令 端 德刑	刑 罰 令 端 德	德 刑 罰 令 端

表十 「行道吉凶」

干 支	甲 二陽	乙 二陰	丙 二陽	丁 二陽	戊 二陽	己 二陰	庚 二陽	辛 二陰	壬 二陽	癸 二陽
子・一陽	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東
丑・一陽	南	無	南	北	南	無	南	無	南	北
寅・一陽	南	無	南	西	南	無	南	無	南	西
卯・一陰	東	無	東	西	東	無	東	無	東	西
辰・一陰	北	無	北	南	北	無	北	無	北	南
巳・一陰	北	無	北	東	北	無	北	無	北	東
午・一陽	北	無	北	南	北	無	北	無	北	南
未・一陽	北	無	北	東	北	無	北	無	北	東
申・一陰	北	無	北	南	北	無	北	無	北	南
酉・一陽	北	無	北	東	北	無	北	無	北	東
戌・一陰	北	無	北	南	北	無	北	無	北	南
亥・一陰	北	無	北	東	北	無	北	無	北	東

とあり、同乙種（第七八簡）に、

見人良日…甲子・申、乙☐

とあり、同甲種の「星」篇角の條（第六八簡正壹）に、

角…祠及び行に利あり、吉。蓋屋す可からず、

妻を取（娶）らば、妻は妬む。子を生まば、【吏

と】爲る。

とあり、同乙種（第二〇三簡～第二〇六簡壹）に、

春三月…甲乙の死は、其の後意有り、正東に得

有り。（後略）

等々とある如くである。

また「行道吉凶」（第九〇簡～第一一三簡）は、黄一

農氏の整理によると表十のようになる。⁽⁵⁹⁾

これは干支日に配當された陰陽の數と四方の門を

組み合わせてその日の出行の宜忌を占うものであり、

表をみる場合、十干と十二支にそれぞれ配當された

陰陽の數を合わせて門の方位を確認する。その占辭

は以下の如くである。

行に三陽を得、又た其の門を得ば、百事皆な成

り、執・咎の日を辟（避）けず。

行に三陽を得、其の門を得ずば、行者の憂事も亦た成る。

行に二陽一陰を得ば、其の門を得と唯（雖）も、以て行かば、其の物全からず。

行に二陰一陽を得ば、其の門を得と唯（雖）も、以て行かば、必ず毆（繫）留束縛せらる。

行に三陰を得ば、門母く、行く可からず、行かば必ず死亡□

かりに甲子の日を例とすると、この日は「甲子三陽西門」であり、そのため三陽の占辭に據つて西門より出行する。この日は百事みな成り、「執・咎の日」も避けるにおよばない。この占辭にみえる「執・咎の日」の中の執日は、「日書」の建除（十二直）の執日のことである。執日に關する占辭は、睡虎地秦簡「日書」甲種の「秦除」篇（第一九簡正貳）に、摯（執）日…以て行く可からず。以て凶（亡）げば、必ず摯（執）えられて公に入り、而して止む。

とあり、放馬灘秦簡「日書」甲種の建除（無標題）（第一八簡）に、

執日…行く可からず、行くこと遠からば、必ず執えられて公に【入る】。

とあり、孔家坡漢簡「日書」の「建除」篇（第一八簡）に、

執日…行く可からず。是を以て凶（亡）げずんば、必ず執えられ縣官に入る。以て盜を逐わば、圍得す可し。

とあるように、みな出行の凶日となっている。

また咎日については、睡虎地秦簡「日書」甲種「咎日」篇（第一三六簡正肆～第一三九簡正陸、第一三六簡正捌～第一三七簡正捌）に、

四月甲咎、五月乙咎、七月丙咎、八月丁咎、九月己咎、十月庚咎、十一月辛咎、十二月己咎、正月壬咎、二月癸咎、

三月戊咎、六月戊咎。

凡そ咎日は、以て取婦・家（嫁）女す可し。以て行く可からず。百事凶。

とあり、ここでも出行の凶日となっている。このように「行道吉凶」では、甲子の日を例にすると、三陽を得て西門から

出發すれば出行の吉日であり、その日は「日書」建除の「執・咎の日」（出行の凶日）と重なっても避ける必要がない、という意味になる。

第三節 「日書」の解體と日者の分立

「日書」の建除の「執日」や、同じく「咎日」篇の「咎日」が、占書の「行道吉凶」の中に組み込まれているのは、時の宜忌を占う種々の數術から構成された「日書」が、師饒の生きた前漢末にすでに解體しつつあったことと深く關聯するのではあるまいか。傳世もしくは盜掘の戰國楚簡を除き、現存最古の出土「日書」は、湖北省江陵縣九店公社磚瓦廠の五六號墓出土の九店楚簡「日書」であり（表八）、年代は戰國晚期早段である。⁽⁶¹⁾これが「日書」として成立間もない最早の段階のものであることは、すでに別稿で論じた。⁽⁶²⁾これに對して下葬年代が秦の六國統一直後である睡虎地秦簡「日書」は、「日書」としての一定の型（form）をもった典型とみなされる。⁽⁶³⁾それは前漢景帝期の孔家坡漢簡「日書」の型が睡虎地秦簡「日書」と基本的に同じであることによつて互證される。⁽⁶⁴⁾すると、現存最古の「日書」がほぼ戰國晚期早段頃に登場し、時日の宜忌を占う日者に關する最古の史料が『墨子』貴義篇にみえるのも、互いに無關係ではないであろう。

そこで注目されるのは、『史記』日者列傳の末尾に附された褚先生補文で紹介している前漢武帝故事である。

臣、郎爲りし時、太卜の待詔して郎爲る者と署を同じうす。言いて曰く、「孝武帝の時、占家を聚會して之に問う、某日は婦を取るべきか、と。五行家曰く、可と。堪輿家曰く、不可と。建除家曰く、不吉と。叢辰家曰く、大凶と。曆家曰く、小凶と。天人家曰く、小吉と。太一家曰く、大吉と。辯訟して決せず。狀を以て聞す。制して曰く、『諸々の死忌を避けて、五行を以て主と爲さん』と」と。人は五行に取る者なり。

余嘉錫氏はこの中に登場する七家の占家を日者とみなしている。⁽⁶⁶⁾これを數術すれば、「日書」と日者の關係は次のように考えられる。この故事は武帝の頃にそれぞれの數術を個別的に専門とする占家が、その數術ごとの日者として分立して

ゆく傾向を示すものである、と。するとそれは、「日書」の内容を大きく變質させていったにちがいない。すなわち、「日書」は戰國後期に時日の宜忌を占う諸々の數術が合流して成立したと想定されるが、その型がしだいに崩れ、武帝期になると各數術がそれらを専門とする各占家の専門となり、またその數術もあるものは他の占書の中に組み入れられてゆく、というような流れがあつたと思われる。師饒に副葬された諸占書の中に「日書」に頻見する語彙や數術の一部がみえるのも、その反映の一部であらう。

第四節 「日書」・「視日」との関係

解體化が進んでいった「日書」の數術の一部は、曆譜の中にも吸収されていったようである。その一端を示すものは、第一章で取り上げた「七年視日」(元光元年曆譜)の反支であらう。二〇〇二年に山東省日照市海曲一〇六號漢墓で出土した「漢武帝後元二年視日」(前八七)は整理者の假稱であるが、その主たる曆注は陰陽家の「刑德七舍」である。⁶⁷⁾劉紹剛・鄭同修の兩氏が復原した曆譜の中から曆注の主な記事を挙げると、以下の如くである。

甲子	春分居門卅日	(二月十一日)	第二九簡
甲午	居巷☐	(三月十二日)	第六簡
己亥	居室卅日	(十一月二十一日)	第二八簡
乙未	夏日至居郭門一【日】	(五月十四日)	第二一簡
丙寅	居朏(術)卅一日	(六月十五日)	第二五簡
丁酉	居廷(庭)卅日	(九月十八日)	第一六簡
壬子	立冬	(十月三日)	第三四簡
丁卯	居堂卅日	(十月十八日)	第三二簡

戊戌 冬至至居戸一日

(十一月二十日)

第三五簡

文献史料において「刑徳七舍」は『淮南子』天文訓に初めて登場し、それは陰陽吉凶の擇日を推算する數術の一種である。この數術はまた孔家坡漢簡「日書」にもみえる。⁶⁸ここでもわれわれは、曆注と「日書」の密接な關係を知るのである。

むすび

「日書」と曆注の關係について、鄧文寬氏は次のように想定している。秦漢時代以來、「日書」は曆譜（氏のいわゆる曆日）と組み合わせ、互いに對照させて使用するものであった。このように「日書」と曆譜が別個に存するのは、もともと書寫材料が紙ではなく簡牘であったため、簡牘の曆譜に記される曆注にスペース上の制約があったからだ、と。⁶⁹表八をみると、⑤周家臺三〇號秦墓、⑭荊州印臺漢墓、⑮隨州孔家坡八號漢墓から「日書」と曆譜が一緒に出土している。じつさい、曆譜と對照せずに「日書」だけで占うのは不都合な場合が多い。書寫材料が紙に移行すると、曆譜における曆注の制限が開放され、ここに具注曆が完成することになる。⁷⁰そこで最後に「日書」、「視日」、「質日」の三者の關係を總括しよう。

藤田勝久氏が想定するように、曆譜は毎年國家が中央で作成するもので、それが地方に伝えられる過程でさまざまな形式のものに編成され、それぞれの用途に供された。「視日」や「質日」も行政の末端で機能別に作成されたものと思われる。節氣・節日・曆注が附された「視日」を「視日」と呼ぶのは、前引の『潛夫論』愛日篇所載の明帝故事が參考になる。すなわち公車は反支日の章奏を受け附けなかった。しかし明帝はそれを改めて「其の制を蠲」いた。したがって、反支日に章奏の受附を拒否するのは、宮廷の慣習に止まらず、ひとつの「制」度だった。そのため公車は常に「日（の吉凶）を視る」必要があったのである。こうした公車の職掌はまさに戰國楚の「視日」と重なるものである。

戰國楚の「視日」の起源を巫祝の神判に求める范常喜説は魅力的である。ただし必ずしもその裏附けがあるわけではない。

楚簡をみる限り、「視日」は訴訟を受け附ける役割として登場するだけである。しかしそれを「視日」と呼ぶことの意味を考えれば、その任に當たる者が上訴を受けるとき「日の吉凶」を「視」たことに由來すると考えられる。そのような「日（の吉凶）」を視る「視日」の職掌を後世において繼承していた一人が秦末の周文であり、またそれに關聯して、「日を視る」ことに特化して作成された曆譜の一つが「七年視日」（元光元年曆譜）であり、その一聯の流れの中で具注曆も生まれたと想定される。

これに對して、「質日」の方はもっぱら官吏の公務手記帳として活用された曆譜だったと思われる。ただしその原義は定かでない。⁽⁷²⁾ たしかに「元延二年日記」には師饒の公務出張に關する手記の他に節氣・節日もみられる。⁽⁷³⁾ しかし「質日」および「質日」に屬する曆譜（元延二年日記）もその中に含むの中には曆注がみえない。その點、周家臺三〇號秦簡の「秦始皇三十四年曆譜」も同様である。この種の曆譜が後世にどのように繼承され、如何なるものへと演變したかも定かでない。⁽⁷⁴⁾

一方「日書」は、その出土狀況をみる限り、戰國晩期に出現し、戰國秦・秦代をへて、前漢文帝・景帝期に集中し、前漢末〜後漢前期までおよんでいる（表八）。「日書」が副葬された墓主の大部分は郡縣の少吏層である。その背景として、この時期の官僚制・郡縣制の發達が想定される。山田勝芳氏によれば、旅が多かった地方官吏クラスにとって「日書」は「必要不可欠な占いであった」。⁽⁷⁵⁾ つまり官僚制・郡縣制の發達が官吏たちの出張の機會を増大させ、それを反映してこの時期に「日書」や「視日」、および公務出張の手記としての「質日」が登場するのである。

註

- (1) 拙著『占いと中國古代の社會——發掘された古文獻が語る——』第二章「日書」の發見（東方書店、二〇一一 年）。
- (2) 近年の曆譜の出土狀況とその整理に關しては、吉村昌之

「出土簡牘資料にみられる曆譜の集成」(富谷至編『邊境出土木簡の研究』所收、朋友書店、二〇〇三年)を参照されたい。

- (3) 羅振玉・王國維編著『流沙墜簡』(八三〜九一頁、中華書局版、一九一四年)に輯録されたものは六種の曆譜と三種の干支簡があり、後者は一括して「干支譜」となっている。

- (4) 鄧文寬「出土秦漢簡牘『曆日』正名」(『文物』二〇〇三年第四期)。成家徹郎氏も鄧氏の提唱に賛同している(同氏「王國維「二重證據法」と商代の曆」、「人文科學」第一八號、二〇一三年)。

- (5) 羅福頤「臨沂漢簡概述」(『文物』一九七四年第二期)、陳久金・陳美東「臨沂出土漢初古曆初探」(『文物』一九七四年第三期)。

- (6) 吳九龍釋「銀雀山二號墓漢簡釋文」(『銀雀山漢簡釋文』所收、二三三頁、文物出版社、一九八五年)。

- (7) 劉樂賢「簡帛數術文獻探論」(二五頁、湖北教育出版社、二〇〇三年)。

- (8) 陳久金「敦煌・居延漢簡中の曆譜」(中國社會科學院考古研究所編『中國古代天文文物論集』所收、文物出版社、一九八九年)。

- (9) 中村喬「臘祭小考」(同氏著『中國歲時史の研究』所收、朋友書店、一九九三年)、中村裕一『中國古代の年中行事』第二冊「夏」(七三八〜七四二頁、汲古書院、二〇〇九年)。

- (10) 張培瑜「出土簡牘帛書上の曆注」(國家文物局古文獻研

究室編『出土文獻研究續集』所收、文物出版社、一九八九年)。

- (11) 張培瑜前掲「出土簡牘帛書上の曆注」。

- (12) 陳夢家「漢簡年曆表敘」(同氏著『漢簡綴述』所收、二三八頁、中華書局、一九八〇年)。

- (13) 「元光元年曆譜」で九月の甲子と丙子が「子」となっている点について、劉樂賢氏はこれを反支の別種の特種な表示法であるか否かと疑っている(劉樂賢「睡虎地秦簡日書研究」三〇二頁、文津出版社、一九九四年)。

- (14) 琴載元「秦漢擇日術の流行與普遍化過程——以出土日書和曆日的分析爲中心」(『中國古史研究』第二五輯、二〇一一年)。

- (15) 湖北省文物考古研究所・隨州市考古隊編『隨州孔家坡漢墓簡牘』(圖版七八、釋文一四三頁、文物出版社、二〇〇六年)。

- (16) 劉樂賢前掲『睡虎地秦簡日書研究』三〇六頁。

- (17) 拙著「睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會」(一九〇〜一九二頁、創文社、一九九八年)。

- (18) 「種」は「種」の假借(『說文通訓定聲』豐部第二)。

- (19) 前掲『隨州孔家坡漢墓簡牘』一九四頁。

- (20) 原簡(二一〇頁)では「七」に作り、發掘報告書の釋文も「七」と釋するが(一八四頁)、正月〜三月は七の、四月〜六月は八の、七月〜【九月】は九の、十月〜十二月は十のそれぞれ倍數となっているため、十月七日の「七」は「十」の誤寫とみなされる。

- (21) 『漢書』卷三一陳勝傳の服虔注では「視日は旁氣なり」とするが、顏師古注では「如說、是なり」として如淳説を採っている。
- (22) 前掲鄧文寬「出土秦漢簡牘」曆日、正名。
- (23) 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓（下冊）』（二三三頁、文物出版社、一九九一年）
- (24) 前掲『包山楚墓（上下冊）』（圖版九七～九八、釋文三四九～三五〇頁）。以下の引用文の釋文・語句の解釋等では、陳偉『包山楚簡初探』（武漢大學出版社、一九九六年）、陳偉等『楚地出土戰國簡冊十四種』（教育部哲學社會科學研究重大課題攻關項目、一一頁、經濟科學出版社、二〇〇九年）を參照した。
- (25) 前掲『包山楚墓（上册）』、前掲『楚地出土戰國簡冊十四種』（一一～一四頁）。
- (26) 周鳳五『包山楚簡《集箸》《集箸言》析論』（『中國文字』新廿一期、藝文印書館、一九九六年）。
- (27) 陳偉『包山楚司法簡一三一一三九號考析』（『漢考古』一九九四年第四期）、同『燕說集』（一八三頁、商務印書館、二〇一一年再録）。
- (28) 前掲『包山楚墓（上册）』二三三頁。
- (29) 文炳淳『包山楚簡官名補釋五則』（『第一屆出土文獻學術研討會』、中央研究院歷史語言研究所、二〇〇〇年）。未見。
- (30) 劉信芳氏が「稽」を「怒」の異體字とするのに従った『從爻之字匯釋』（『谷庚先生百年誕辰紀念文集』所收、廣東人民出版社、一九九八年）。
- (31) 彭浩『包山楚簡反映的楚國法律與司法制度』（前掲『包山楚墓（上册）』所收）。
- (32) 前掲『包山楚墓（上下冊）』（圖版一四八～一五三、釋文三五八～三五九頁）。
- (33) 前掲陳偉『包山楚司法簡一三一一三九號考析』。
- (34) 前掲『包山楚墓（上册）』（三七三頁、考釋四〇）。
- (35) 陳偉前掲『燕說集』一八二頁。
- (36) 湖北省荊門市博物館『荊門郭店一號楚墓』（『文物』一九九七年第七期）。
- (37) 荊門市博物館編『郭店楚墓竹簡』（文物出版社、圖版九頁、一九九八年）。
- (38) 前掲『郭店楚墓竹簡』（一四頁、注〔六〕）。
- (39) 裘錫圭『甲骨文中「見」與「視」』（臺灣師範大學國文學系・中央研究院歷史語言研究所編『甲骨文發現一百周年學術研討會論文集一九九九』所收、文史哲出版社、一九九九年）。包山楚簡に關する最新の釋文を提示する前掲『楚地出土戰國簡冊十四種』でも「視日」と改釋している。
- (40) 滕壬生『楚系簡帛文字編（增訂本）』（七九一頁、湖北教育出版社、二〇〇八年）。ただし一九九五年版の舊著（七九一頁）では、この二點の例が「見」字の項に入っており、「𠄎」「𠄎」の二つの字形がまだ區別されていなかった。しかし増訂本では「見」「視」がそれぞれ各字のグループの中に收められている。
- (41) 陳偉『楚國第二批司法簡牘議』（『簡帛研究』第三輯、廣西教育出版社、一九九八年）。その後、滕壬生氏は黃錫全

- 氏との共著で「江陵磚瓦廠M370楚墓竹簡」(『簡帛研究二〇〇一(上冊)』所收、廣西師範大學出版社、二〇〇一年)を著し、「簡文の内容は司法文書類に屬し、包山楚簡に類似する」と訂正したが、前掲『楚系簡帛文字編(增訂本)』(二〇〇八年)の「前言」では依然としてこれを「卜筮祭禱記錄」と紹介する。訂正ミスであろう。
- (42) 滕壬生等の釋文では第二簡末の一字を「甚」に作るが、當該字に對する説明箇所では「動」に作っている。「甚」は誤記であろう。
- (43) 馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書(一)』(「序」一、二頁、上海古籍出版社、二〇〇一年)。湯淺邦弘氏は、中國科學院上海原子核研究所による炭素十四の測定値「二二五七±六五年前」に基づき、原本は遅くとも戰國時代の中期までに成立したとみなしている(「父母の合葬——上博楚簡『昭王毀室』について——」、『東方宗教』第一〇七號、二〇〇六年)。
- (44) 馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書(四)』(上海古籍出版社、二〇〇四年)。ただし同書の陳佩芬氏の釋文では「見日」であるが、字形は明らかに「視日」である。劉樂賢「讀上博(四)札記」(簡帛研究網站二〇〇五年二月一日)、李旭昇「上博四零拾」(簡帛研究網站二〇〇五年二月一日)。
- (45) 前掲劉樂賢「讀上博(四)札記」、董珊「讀『上博藏戰國楚竹書(四)』雜記」(簡帛研究網站二〇〇五年二月一日)、前掲湯淺邦弘「父母の合葬」。
- (46) 前掲湯淺邦弘「父母の合葬」。
- (47) 陳偉(拙譯)「上博楚簡『昭王毀室』等三篇の作者と作品のスタイルをめぐる」(『長江流域文化研究所編『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』所收、アジア地域文化學叢書3、雄山閣、二〇〇六年)。本篇は同氏著『新出楚簡研讀』(楚地出土戰國簡冊研究01、武漢大學出版社、二〇一〇年)第五章第三節に「『昭王毀室』等三篇竹書的國別與體裁」として再録。
- (48) 范常喜「戰國楚簡『視日』補議」(簡帛研究網站二〇〇五年三月一日)。
- (49) 前掲范常喜「戰國楚簡『視日』補議」。
- (50) 陳偉「關於楚簡『視日』的新推測」(簡帛研究網站二〇〇五年三月六日)、前掲『新出楚簡研讀』第五章第一節に再録。
- (51) 晉語九の韋昭注に「當日、直日也。言主將之君圍、不煩麓以告君、臣亦不敢煩主之直日以自白也」とある。
- (52) 范常喜「讀『上博四』札記四則」(簡帛研究網站二〇〇五年三月一日)。
- (53) 荊州地區博物館「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」(『文物』一九九二年第九期)。
- (54) 湖北省文物考古研究所・雲夢縣博物館「湖北雲夢睡虎地M七七發掘簡報」(『江漢考古』二〇〇八年第四期)。彩版一四、一六にカラー寫真が一部紹介されている。
- (55) 朱漢民・陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡(壹)』(上海辭書出版社、二〇一〇年)。

- (56) 湖北省荊州市周梁玉橋遺址博物館編『關沮秦漢墓簡牘』（中華書局、二〇〇一年）。
- (57) 李零「視日・日書和葉書——三種簡帛文獻的區別和定名」『文物』二〇〇八年第二期。
- (58) 以下の内容については、前掲拙著『占いと中國古代の社會』一二二～一二九頁、拙稿「日書」の史料性格について（渡邊義浩編『中國新出資料學の展開』所收、汲古書院近刊）を参照されたい。
- (59) 黃一農「從尹灣漢墓簡牘看中國社會的擇日傳統」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第七〇本第三分、一九九九年）以下の内容は、前掲拙著『占いと中國古代の社會』一二九～一三五頁を参照されたい。
- (60) そのような戰國楚簡「日書」として浙江楚簡がある。これは二〇〇九年夏、金蘭基金から浙江大學藝術與考古博物館に寄贈された戰國楚簡で、炭素十四の測定値による竹簡の年代は前三四〇年前後である。この中に「玉勾」・「四日至」という各篇題をもつ二篇の占書があり、曹錦炎編著『浙江大學藏戰國楚簡』（浙江大學出版社、二〇一一年）はこれを「日書」に分類している。篇題との關聯で、これらを「日書」とすることについては今後の検討が必要である。
- (61) 湖北省文物考古研究所編著『江陵九店東周墓』（科學出版社、一九九五年）。
- (62) 拙稿「從卜筮祭禱簡看『日書』的形成」（『人文論叢』特輯 郭店楚簡國際學術研討會論文集）所收、湖北人民出版社、二〇〇〇年）。
- (63) 拙稿「日書」と陰陽道書」（大橋一章・新川登龜男編『佛教』文明の受容と君主權の構築）所收、二九〇～二九一頁、勉誠出版、二〇一二年）。
- (64) 前掲『隨州孔家坡漢墓簡牘』三五頁。
- (65) 前掲拙著『睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會』一四二～一四三頁。
- (66) 余嘉錫「太史公書亡篇考」（同氏著『余嘉錫論學雜著』所收、中華書局、一九六三年）。
- (67) 劉紹剛・鄭同修「日照海曲簡『漢武帝後元二年視日』研究」（『中國文化遺產研究院編『出土文獻研究』第九輯、中華書局、二〇一〇年）。
- (68) 前掲『隨州孔家坡漢墓簡牘』（圖版七三～七四頁、釋文一三七～一三八頁）。
- (69) 前掲鄧文寬「出土秦漢簡牘『曆日』正名」。
- (70) 鄧文寬氏は具注曆の最早のものとして、一九七三年に吐魯番阿斯塔那二一〇號墓から出土した『唐顯慶三年（六五八）具注曆日』を擧げている（『跋吐魯番文書中的兩件唐曆』『文物』一九八六年第二期）。
- (71) 藤田勝久「中國古代國家と社會システム——長江流域出土資料の研究——」（二〇四頁、汲古書院、二〇〇九年）。
- (72) 前掲『嶽麓書院藏秦簡（壹）』（四七頁）の注（一）では、李零前掲「視日・日書和葉書——三種簡帛文獻的區別和定名」によって「質日」を「執日」と解している。
- (73) 周家臺秦簡「秦始皇三十四年曆譜」にも「正月丁卯 嘉平視事」とあるが、嘉平は臘祭の別名で、この箇所は「嘉

平の節日の後に視事した」の意であり、正月丁卯を嘉平の節日として記しているわけではない（前掲『關沮秦漢墓簡牘』九七頁、注一〇）。

(74) 高村武幸氏は居延漢簡や敦煌漢簡の中から、日記類の史料を検索して、「元延二年日記」との關聯を検討している（高村武幸「秦漢時代地方官吏の「日記」について」、同氏

著『漢代の地方官吏と地域社會』所收、一七〇～一七六頁、汲古書院、二〇〇八年）。

(75) 山田勝芳「前漢時代の地方「文人」のあり方——東海郡功曹師饒の場合——」（村上哲見先生古希記念論文集刊行委員會編『中國文人の思考と表現』所收、汲古書院、二〇〇〇年）。

〔附記〕小論は科研費の基盤研究（A）「文明移動としての「佛教」からみた東アジア世界の歴史的差異と共生の研究」（代表、新川登龜男）のシンポジウム「中國占文化の日本的展開」で報告した「具注曆の淵源」を骨子とし、増補したものである。また中國教育部哲學社會科學研究重大課題攻關項目「秦簡牘的綜合整理與研究」（首席專家・武漢大學陳偉教授（08JZD0036）による研究成果の一部である。

authority and power of empresses dowager from the reign of Emperor Huan to that of Emperor Ling. The rise of others, especially real mothers of emperors rather than legitimate mothers, accelerated the relative decline in status and political authority of the empresses dowager. Furthermore, the eunuchs were essential in order for the empresses dowager to keep their status at the court, but at this stage, the maternal relatives of emperor had already set about excluding the eunuchs who were their rivals. There was a fracture between eunuchs and the maternal relatives of emperor who both ought to advise empresses dowager, and their regencies thus lost their ability to function.

As noted above, the regencies of the empresses dowager had begun to change from about the reign of Emperor An and develop into a new political system that was formed after the end of the Later Han era.

THE ORIGIN OF THE *JUZHULI* 具注曆 CALENDAR

KUDO Motoo

In this paper, the author analyzes the relation among the *rishu* 日書, *shiri* 視日, and *zhiri* 質日 on the basis of excavated written materials that have attracted attention in recent years and considers the background of the formation of the *juzhuli* 具注曆, an annotated calendar.

The calendar, called the *lipu* 曆譜, was produced by the central government every year, and edited into several versions in the process of its dissemination to local areas from the center, and these calendars were used for various purposes. The *shiri* and *zhiri* may have been made at the most local levels of the government administration for a variety of functions. Calling the *shiri* (reading-the-day calendar) which contained solar terms, festivals, and annotations might be derived from the idea of a calendar being for “reading” (*shi* 視) the good and/or bad omens of a day.

A precursor of the *shiri* was an official post of the same name seen in Chu bamboo strips. It is thought that the *shiri* that appears in the Chu strips was an official who “read” good or bad omens for the day when a legal appeal was received. The duties of the *shiri* were carried on in later generations by Zhou Wen of the late Qin era, as well is the *gongche* that appear in the practices of the reign of Emperor Ming of the Later Han dynasty; and in connection with this, one of the calendars

made especially for reading good or bad omens for certain days was the *qinian shiri* 七年視日 (*Yuanguang yuannian lipu* 元光元年曆譜). The *juzhuli* may have been born out of such trends.

In contrast, the *zhiri* was a calendar used exclusively as an official note for officials to record public activities. At first glance, the *zhiri* closely resembles the *shiri*, but the *zhiri* has no calendrical annotations; and therein we can distinctly see the differing functions of the two.

As far as can be gleaned from the circumstances of their excavation, the *rishu* emerged, by way of contrast, in the Chu state during the late Warring States period, passed through the periods of the Qin state and the Qin empire, and were concentrated in reigns of Emperor Wen and Emperor Jing in the Former Han. They existed as late as the end of the Former Han and into the early Later Han. Most of the owners of tombs who buried *rishu* belonged to the lower official class in the commanderies and counties. It can be surmised that the bureaucracy and the commandery-and-county system developed at this time as the background to such a situation. For the local official class who frequently made official trips as a result of this reorganization of the government system, the *rishu* was an indispensable tool for divining the future. In other words, the development of the bureaucracy and commandery-county system increased occasions for official trips, and the *rishu* and *shiri*, as well as the *zhiri*, as a note of official trips, emerged at the time as reflections of such circumstances.

THE RITUAL OF REBURIAL AND THE SYSTEM OF REBURIAL DURING THE TANG ERA

EGAWA Shikibu

Reburial (*gaizang* 改葬) here means the removal of a previously constructed tomb to another location. In the Tang era, removal of a coffin that had been temporarily buried in one place for any of a variety of reasons and transfer to an ancestral cemetery were recognized as nearly obligatory by the sons and grandsons of the dead. Thus there were many cases of such reburial during the period.

The main reasons for reburial were to bury a husband and wife who had died at different times or places together, to move the remains of a family member who died in a foreign land from a temporary tomb to an ancestral cemetery, to remove